

2018年度

第14回みやこ祭

第1回 大学祭総会

日時：5月10日（木）16：30～

場所：11号館204番教室

項目

1. 大学祭総会とみやこ祭参加準備会議の違いについて p.1
2. 第13回みやこ祭報告 p.2
 - (1) 各局報告 p.2
 - (2) 安全委員会報告 p.10
3. 規約について p.16
4. 2018年度大学祭運営会役員・実行委員選挙 p.24
5. 第14回みやこ祭実務方針案 p.26
 - (1) 全体方針案 p.26
 - (2) 各局実務方針案 p.27
 - (3) 施設使用方針案 p.29
6. その他 p.32

1. 大学祭総会とみやこ祭参加準備会議の違いについて

2008年度から大学祭実行委員会は「大学祭総会」と「みやこ祭参加準備会議」の2つの会議を運営しています。今年度も同様に2つの会議を運営していくため、改めてそれぞれの会議の参加対象の違いと特徴について詳しく説明します。

「大学祭総会」について

- 参加対象

首都大学東京文化部連合、首都大学東京体育会、首都大学東京サークル連合のいずれかに加盟する団体の代表者各1名。ただし、南大沢キャンパスに所属する学部生または院生のみ参加及び傍聴することができます。

- 会議の特徴

大学祭の方向性を決定する会議です。各団体の代表者からの意見を基に方向性を決定します。

「みやこ祭参加準備会議」について

- 参加対象

大学祭に参加しようと考えている全ての団体の方。

- 会議の特徴

大学祭参加についてのお知らせや各種申請、大学祭の運営に関わることを決める会議です。大学祭にて企画や模擬店に参加する場合はこの会議に参加しなければなりません。

それぞれの会議は開催の約1週間前に公示されます。インフォメーションギャラリーに設置する看板等でご確認ください。

2. 第13回みやこ祭報告

(1) 各局報告

① 企画局

◆ 第13回みやこ祭本部企画報告

昨年度のみやこ祭では、以下の17企画を実施いたしました。
本部企画の運営にご協力いただいた団体の皆様には、御礼申し上げます。

■ TECHNO SQUARE

日 時	11月2日(木)・3日(金祝)・4日(土)	各日終日
場 所	9号館・11号館・12号館各教室	
概 要	本学で行われている研究の展示や発表を行い、子どもから大人まで様々な年代の来場者の方々に本学の学術面を楽しんでいただきました。	

■ キャンパスツアー

日 時	11月2日(木)	13:00
	11月3日(金・祝)	11:50 / 13:15 / 15:00 / 16:30
	11月4日(土)	11:50 / 16:30
受付場所	本部テント(小)	
場 所	1号館中庭～ロッカールーム～図書館～国際交流館～8号館・9号館 ～情報処理施設	
概 要	高校生だけではなく様々な年代の来場者の方々に楽しんでいただけるような学内ツアーを実施し、本学南大沢キャンパスのすばらしさを伝えることができました。	

■ 笑王グランプリ

日 時	11月3日(金・祝)	14:30～16:30
場 所	生協広場特設ステージ	
概 要	学生芸人9組による漫才大会を実施しました。観客の方々に審査・投票をしていただき観客参加型の企画として行いました。 様々な年代の来場者の方々に問わず楽しんでいただきました。	

■ FLASH MOB

日 時	11月2日(木)	13:30/15:40
	11月3日(金・祝)	15:00
	11月4日(土)	13:30/15:40
場 所	空の目門前特設ステージ/図書館前	
概 要	開催場所や日時を事前に公開せずに、突如として歌やダンスのパフォーマンスを行うことで来場者の方々に驚きと感動を届けました。	

■ Projection Mapping

日 時	11月2日(木)	17:30/18:00/18:30
	11月3日(金・祝)	17:30/18:00/18:30
	11月4日(土)	17:30
場 所	1号館中庭	
概 要	本学インダストリアルアートコースの学生に作成していただいた映像を1号館の壁や中庭の床に投影し、夜のキャンパスを彩りました。子どもから大人まで様々な年代の方々に楽しんでいただきました。なお、11月4日(土)は雨天のため1回のみの実施となりました。	

■ 秋音祭

日 時	11月2日(木)	13:00~17:00
場 所	講堂小ホール	
概 要	本学の7つのクラシック系音楽団体によるコンサートを実施いたしました。普段は見ることのできない、複数団体によるコラボ演奏もしていただきました。	

■ music festival

日 時	11月2日(木)・4日(土)	各日10:30~19:00
場 所	生協広場特設ステージ	
概 要	学生を主体としたバンドに発表の場を提供し、学生と音楽の力でみやこ祭を大いに盛り上げていただきました。	

■ フリーマーケット

日 時 11月2日(木)・3日(金・祝) 各日11:00～16:00

11月4日(土) 11:00～15:00

場 所 牧野標本館前並木道

概 要 学内・学外から出店者を募り、その結果参加数95組という過去最大規模のものとなりました。

また、昨年度からワークショップを実施し、来場者と出店者の交流をより一層深めることができ、地域交流に貢献できました。

■ 公開講義

日 時 11月3日(金・祝)・4日(土)

各日13:00～14:30 / 16:00～17:30

場 所 1号館110番教室・120番教室

概 要 石田慎一郎准教授・渡邊英徳准教授・金崎雅博准教授・木田直人准教授の4名に講義をしていただきました。多くの来場者の方々に、普段ふれることのない本学の講義を聴講していただきました。

■ 子ども実験教室

日 時 11月3日(金・祝)・4日(土)

各日11:10 / 12:10 / 13:50 / 14:50 / 15:50

場 所 11号館201番教室・202番教室

概 要 自分の描いた絵を水に浮かび上がらせる実験と空気砲の実験を、小学生以下の子どもたちを対象に行いました。

子どもたちだけでなく、保護者の方々にも楽しんでいただくことができました。

■ 講演会

日 時 11月4日(土) 11:30～12:30

場 所 講堂大ホール

概 要 昨年度はゲストに俳優の志尊淳さんをお呼びし、トークショーを実施しました。多くの方々に足を運んでいただき、志尊淳さんのお話を楽しんでいただきました。

■ ヒーローショー

日 時 11月4日(土) 12:30~13:00
場 所 空の目門前特設ステージ
概 要 八王子のご当地ヒーローであるゲンキダーJをお呼びしました。ショーの最後には子どもたちと一緒に「ぼくらの八王子」を踊りました。また昨年度は、初めての試みとしてショー終了後に講堂横にてグリーンテイングを行いました。多くの子どもたちの笑顔を見ることができました。

■ 花火

日 時 11月4日(土) 19:00~
場 所 観覧：多目的運動場
打上：野球場
概 要 昨年度も大学祭の締めくくりとして、たくさんの方々への感謝の気持ちを込めて花火を打ち上げました。来場者の方々だけでなく、近隣住民の皆様にも楽しんでいただきました。

■ 首都大学東京みやこ祭スポーツフェス

□ 車いすバスケ体験 in みやこ祭

日 時 11月3日(金・祝) 10:00~16:00
場 所 体育館
概 要 本学健康福祉学部主催で車いすバスケットボールの体験会及び、クラブチームの選手による模擬試合を行ないました。

□ 舛本直文教授公開講義

日 時 11月4日(土) 15:00~16:30
場 所 1号館110番教室
概 要 オープンユニバーシティ特任教授である舛本直文氏に、オリンピックに関する講義を行っていただきました。

■ NO LIMITS CHALLENGE

日 時	11月3日（金・祝）	10:00～16:00
場 所	体育館・プール	
概 要	東京都主催のパラリンピック体験プログラムを実施し、来場者の方々にブラインド水泳や車いす卓球を体験していただきました。 ゲストアスリートとして木村敬一選手・山田拓朗選手・伊藤華英さん・七野一輝選手・竹内望選手・渡邊剛選手をお呼びし、デモンストレーションや競技紹介を行っていただきました。	

■ 小池百合子東京都知事トークセッション

日 時	11月3日（金・祝）	11:50～12:45
場 所	6号館110番教室	
概 要	小池百合子東京都知事をお呼びし、本学の学生5名とのトークセッションを行っていただきました。本学の学生を中心に、大勢の来場者の方々に、都知事の貴重なお話を聞いていただく機会を提供することができました。 トークセッション終了後、小池都知事は体育館へ移動し、車いすバスケットボールの体験やNO LIMITS CHALLENGEに参加されました。	

② 広報局

◆ 来場者数

昨年度は合計34,822人の方にご来場いただきました。

第13回みやこ祭 来場者数

日付	来場者数（人）
11月2日（木）	5,343
11月3日（金・祝）	15,496
11月4日（土）	13,983
合計	34,822 (前年度比 +38)

この人数は大学祭実行委員会が南門にてカウントしたものです。

ご来場いただいた皆様には、御礼申し上げます。

③ 渉外局

◆ 来場者対応

- ・ 南門付近の本部テントにてパンフレットの販売、リーフレットや大学案内の配布、福引、企画の案内などを行いました。
- ・ 来場者の方々によりみやこ祭を楽しんでもらうために、構内に案内看板を設置しました。
- ・ 来場者を対象にみやこ祭についてのアンケートを行いました。
- ・ 迷子や落とし物の呼びかけ、企画紹介を主な目的として構内放送を行いました。

◆ 協賛活動

物品協賛・広告協賛・協賛金の提供をお願いするため企業や地域商店と交渉を行いました。その結果、物品協賛へのご協力は105社（前年度比+16社）、広告協賛へのご協力は60社（前年度比±0社）となりました。ご提供していただいた協賛金及び協賛品は、大学祭をより盛り上げるため本部企画援助費や企画の粗品・福引の景品などに利用しました。

また会議にて協賛企業のアンケートを参加団体の皆様にご協力いただきました。ご協力いただきました団体の皆様には、御礼申し上げます。

④ 事務局

◆ 各参加団体数一覧

昨年度は合計127団体に参加していただきました。

第13回みやこ祭 参加団体数

参加形態	参加団体数
屋内参加団体数	32
特別参加団体数	19
模擬店参加団体数	76
参加団体総数	127

※ 複数の参加形態で参加されている団体は、参加形態ごとに加算されています。

◆ 各種配布報告

・ 現物配布

非営利参加団体を対象に、情報宣伝用の模造紙、中質紙、ベニヤ板、垂木を配布しました。

・ 物件配布

1号館、7号館、講堂、イベントステージ使用団体に机や椅子等の物件を配布しました。各物件は各施設内でのみ使用することを徹底しました。

・ 屋内電力配布

1号館、7号館、AV棟、光の塔、1号館2階テラス使用団体が使用する電力を割り振りました。

・ 立て看板配布

2枚看板及び4枚看板を使用希望団体に設置場所を指定して配布しました。

・ 備品貸出

各種備品を使用希望団体に使用期間、時間を決めて貸し出しました。

・ 解錠及び施錠

1号館、7号館、講堂等の教室、控室の解錠と施錠を行いました。

◆ チームe c o報告

・ ペットボトルキャップの回収

夏季休業期間から大学祭の間、南大沢キャンパス内のごみ箱のうち数ヶ所にペットボトルキャップを回収するための回収BOXを取り付けました。集めたキャップはNPO法人によってワクチンに変えられ、発展途上国へと送られます。

皆様のご協力のおかげで、昨年度は約9,000個のペットボトルキャップが集まりました。ご協力ありがとうございました。

・ ごみ分別の徹底

看板や大学祭のパンフレットなどにごみの分別の案内を掲載し、来場者にごみ8分別を意識させるよう努めました。また、団体から出るごみを大学祭実行委員会が確認し、しっかりと分別してから仮設ごみ集積所に持ち込むようにしました。分別出来ていないごみは、大学祭実行委員会だけでなく参加団体にも協力していただき再分別を行いました。

・ エコプレート使用の推進

大学祭に参加する団体に、ごみを再利用し、環境に配慮された食品容器の使用を推進しました。ペットボトル回収、ごみ分別と併せて、環境保護を訴えました。

◆ 昨年度実施会議

日付	会議	内容
5月11日(木)	第1回 大学祭総会	第12回みやこ祭報告 役員・実行委員選挙
5月25日(木)	第1回 みやこ祭参加準備会議	参加申請受付開始
6月15日(木)	第2回 みやこ祭参加準備会議	参加申請受付締め切り
6月29日(木)	第2回 大学祭総会	企画承認
7月13日(木)	模擬店抽選会議	模擬店設置場所申請開始 模擬店参加 第2群申請受付開始
7月20日(木)	部屋割会議	1号館・7号館部屋割決定 屋内参加 第2群申請受付開始
8月21日(月)	タイムテーブル会議	タイムテーブル案決定 特別参加 第2群申請受付開始
9月14日(木)	第3回 みやこ祭参加準備会議	第2群申請受付締め切り
	第1回 模擬店設置会議	模擬店場所割抽選
9月28日(木)	第4回 みやこ祭参加準備会議	参加にあたる諸注意
	第2回 模擬店設置会議	各種申請受付締め切り
10月 3日(火)	第2群申請個別折衝	第2群申請内容の調整
10月 9日(月)	立て看板設置会議	立て看板設置場所抽選
10月12日(木)	第5回 みやこ祭参加準備会議	第2群申請配布案承認
	第3回 模擬店設置会議	模擬店参加における諸注意の再確認
11月 1日(水)	第13回みやこ祭全体準備会議	当日準備についての説明
11月 5日(日)	第13回みやこ祭全体後片付け会議	当日後片付けについての説明
11月16日(木)	第3回 大学祭総会	第13回みやこ祭報告
12月 7日(木)	第13回みやこ祭報告会議	供託金・補償金返却等

(2) 安全委員会報告

(1) 昨年度の報告

大学祭期間中の会場管理・安全確保のために、昨年度も安全委員会を設置し、実務を行いました。この「会場管理・安全確保」には、大学祭参加者の安全に対する意識が大きく影響すると考えています。そこで大学祭開催にあたり、安全委員会では安全に対する参加団体の意識向上に努め、参加団体全体で大学祭の「自主管理・自主運営」を行えるよう働きかけました。

(2) 大学祭までの活動報告

- ・ 「大学祭期間中における違反事項に関する条規」「安全防災規約」を提示し、これらの規約に沿って活動しました。
- ・ 各規約及びその他の注意事項の内容について全参加団体に誓約書の提出を求め、その際に各団体に1人ずつ安全管理責任者を選出していただきました。10月に安全管理責任者会議を2回行い、安全管理責任者の意義・役割について周知を徹底しました。
- ・ 汚損・破損への対策の一環として補償金制度を提示し、施設の使用の際には汚損・破損に注意していただき、原状復帰できるよう対策を検討しました。同様に供託金制度を設け、「大学祭期間中における違反事項に関する条規」の内容を各参加団体に守ってもらうための対策としました。
- ・ 飲酒運転禁止・未成年飲酒禁止の看板を制作・掲示し、情報宣伝活動を行いました。
- ・ 医務室の方・外部の講師の方の協力で、2017年度第5回みやこ祭参加準備会議において参加団体に向けて「アルコール講習会」を行いました。
- ・ 大学祭期間中の安全防災に関する注意事項をまとめた「安全防災マニュアル」を作成し、参加団体に配布しました。
- ・ 大学祭期間中の清掃・ごみ処理の対策について検討した上で「清掃・ごみ処理マニュアル」を作成し、参加団体に配布しました。
- ・ 大学祭前後に学生サポートセンターの職員の方の同行していただき、1号館・7号館内の各教室と講堂の大ホール・小ホール、6号館110番教室の汚損・破損状況を確認しました。
- ・ 大学祭期間中における駐車・駐輪規制の計画を練りました。
- ・ 大学祭期間中における会場管理・安全確保の計画を練りました。

(3) 大学祭期間中の活動報告

① 当日制

- ・ 学生ホール2階資料作成室に安全委員会本部を設置し、常時待機者を置きました。
- ・ 安全委員会本部及び構内各所に消火器を用意し、事故発生に備えるとともに、巡回を行い安全防災に関する指導を行いました。
- ・ 第3駐車場・旧第3バイク駐輪場と東門に大学祭実行委員を配置し、駐車・駐輪の規制と大学祭関係車両の誘導を行いました。
- ・ アレルギー表示のラミネートを各団体に配布し掲示してもらうことで、アレルギーを持っている来場者の方々に対して情報宣伝活動を行いました。
- ・ 安全に火気を使用してもらうため、火気を使用し始める前に安全委員会でチェックを行いました。

② 飲酒・夜間退出について

- ・ 昨年度は「20：30までに飲酒終了、21：00までに行事終了、21：30までに構内から完全退出する」、「飲酒に絡んだ問題が起きた場合、今年度の大学祭期間中の飲酒の全面禁止を含む何らかの制限を課す」という条規、体制のもと大学祭を行いました。各会議、ビラ等で情報宣伝を行いました。
- ・ 夜間は、インフォメーションギャラリー入口・生協門・情報処理施設棟前に常駐者を置き、夜間の出戻り及び模擬店エリア内への立ち入りを防ぎました。
- ・ 酒類販売団体に「未成年にアルコールは提供しません、年齢確認します」と書かれたラミネートを配布し、掲示していただきました。また、各団体に未成年飲酒に関するビラを配布することで未成年飲酒の防止に努めました。

③ 施設使用・管理について

- ・ 歩きタバコはあまり見られず、構内分煙化が浸透してきていると感じられました。
- ・ ビラや立て看板の掲示・設置は、汚損・破損に注意して行われていました。
- ・ 教室内の装飾は養生テープのみ認め、教室内にテープ跡等の汚損が残らないよう努めました。

④ 清掃・ごみ処理について

- ・ 参加団体に来場者用のごみ箱の管理として、ごみの分別とごみ袋の交換を行っていただきました。また、参加団体にトイレ・流し場などの共用部分の清掃を割り振り、業務を行っていただきました。
- ・ フロア・ブロック代表を選出し、担当区域の清掃・安全状態の点検を行っていただきました。
- ・ 昨年度も来場者用のごみ分別の種類を8種類（可燃・不燃・アルミ缶・スチール缶・ビン・ペットボトル・ペットボトルキャップ・割り箸串類）とし、分別を行っていただきました。
- ・ 9号館裏・8号館裏に仮設ごみ集積所を設置し、大学祭期間中のごみを集めました。
- ・ 後片付け日の清掃はほとんどの団体でしっかり行われていました。

⑤ 駐車・駐輪規制について

- ・ 大学祭期間中は安全委員会の発行した臨時入構許可証を所持した車両のみ入退構を認め、管理しました。
- ・ 例年問題となっている大学周辺の公道での路上駐車は巡回によって対応しました。
- ・ 花火実施のため、11月4日（土）の15：30～19：30の間、第6・7駐車場を封鎖しました。

（4）昨年度の反省

① 各種終了時刻について

昨年度は「20：30までに飲酒終了、21：00までに行事終了、21：30までに構内から完全退出する」という大前提のもと大学祭を行いました。昨年度5月の第1回みやこ祭参加準備会議から各会議、看板などで情報宣伝を行った結果、ほとんどの参加団体には終了時刻を守っていただけました。しかし、一部の参加団体には終了時刻を守っていただくことができませんでした。安全委員会では事前の周知だけでなく、参加団体への当日の声掛けの不徹底があったと考え、当日の巡回・声掛けの徹底を行っていきます。

② 飲酒について

多くの参加団体が一気に飲みやコールをすることなく、安全にお酒を飲んでいました。しかし一部の団体にて泥酔者が発生し、救急搬送者が出てしまいました。安全委員が早めに発見した事で大学を通して素早い対応を取ることができましたが、これらに関しても、今年度は酒類の飲み方の対策や参加団体への当日の呼びかけを強く行っていきます。

また、例年に比べ屋内飲酒に関する問題が多く見られました。これは屋内飲酒の禁止についての情報宣伝活動の不徹底であると考え、安全委員会では事前の情報宣伝活動の強化、屋内の巡回を強化するなどの対策を講じていきます。

③ 怪我について

昨年度は講堂における演技中の落下事故による怪我など、救急搬送が必要なほど重大な怪我が多く見られました。安全委員会ではこれを発表・演技に対する事前準備の不徹底であると考え、今後このようなことのないよう、安全委員会による演技内容の十分な確認、屋外・屋内を問わず激しい動きを伴う演技を行う際にはマットを敷くように徹底をするなどの対策を講じていきます。

④ 音出しについて

防音対策を行った結果、昨年度は近隣住民からのご指摘をいただくことはありませんでした。また、各団体が時間を守り、音出しについては全て時間内に終わらせることができました。しかし、楽器自体の演奏音への対策が不十分であったため、今年度は事前に対策を講じていきます。

⑤ 講堂の使用について

昨年度は、講堂における発表・演技の際に講堂免許を所持していない方が講堂の機器操作を行おうとするということがありました。講堂使用の不備は重大な事故に繋がる可能性があることから、安全委員会本部に該当団体の安全管理責任者を呼び出し、嚴重注意を行いました。

今年度は、講堂の使用の際に講堂免許所持者のみが機器操作を行うよう、講堂使用団体への事前の注意喚起を徹底するなどの対策を講じていきます。

⑥ 大学施設の汚損・破損について

教室に関しては大きな汚損・破損はありませんでした。しかし、1号館で机の破損がありました。団体の代表者と大学側の話し合いにより、故意ではないため弁償を行うことは求められませんでした。

例年問題となっている敷石の油じみについては、昨年度はダンボールとビニールシートを併用し、対策しました。それでも防ぎきれなかった汚損については清掃費を用いて業者に清掃を委託しました。

⑦ 清掃について

清掃については、担当団体に時間通りに清掃を行っていただくことができました。担当時刻を忘れてしまっていた団体はほとんどなく、例年より担当団体に積極的なご協力をいただきました。

⑧ ごみの分別について

例年よりも分別状況がよく、ほとんどがきちんと分別された状態で捨てられました。一方で、仮設ごみ箱の管理・使用の不徹底が見られました。ごみ箱担当団体による管理を徹底して行えるよう、呼びかけを強化するなどの対策を講じていきます。

⑨ 駐車・駐輪規制について

積み下ろし用の第3駐車場の使用に関して、一部の参加団体が15分の使用可能時間を越えて使用していました。

また、例年問題となっている路上駐車ですが、昨年度は例年より体育棟方面で多くありました。今年度は学校内外を問わず、事前の情報宣伝活動の強化など、対策を講じていきます。

全体的に、例年より多くの参加者の方に会場管理・安全防災に関する意識の浸透が見られました。参加者のみなさまのご協力のもと、無事に大学祭を終了することができました。

(5) 供託金・補償金報告

昨年度は供託金を使用するほどの問題及び補償金を使用すべき当事者不明の汚損・破損は存在しませんでした。そこで、第13回みやこ祭に参加するにあたり、参加団体の皆様に納めていただいた供託金・補償金の返却を2017年12月7日(木)の「第13回みやこ祭報告会議」及び2017年12月8日(金)～2017年12月15日(金)の返却期間にて実施しました。返却に際してはご理解、ご協力ありがとうございました。

また、期間内に返却手続きが行われなかった団体の供託金・補償金につきましては「ユニセフ募金」に寄付させていただきます。ご了承ください。

3. 規約について

首都大学東京南大沢キャンパス 大学祭運営会規約

第1章 総則

第1条（名称） 本会は首都大学東京南大沢キャンパス大学祭運営会と称する。

第2条（事務所） 本会は東京都八王子市南大沢1丁目1番地に事務所を置く。

第3条（目的） 本会は学生が一堂に会して、日頃の活動の成果を広く発表することにより、学生同士が交流し合い、また、自らの見識を広げ、学生生活の充実及び向上を図ることの出来る大学祭を自主的に創造することを目的に組織する。

第4条（構成） 本会の構成員は東京都立大学及び首都大学東京南大沢キャンパスに籍を置く全学部生、大学院生とする。

第2章 機関及び組織

第1節 機関

第5条（機関）

（1）本会は以下の各号に定める機関を置く。

- ① 大学祭総会
- ② 実行委員会
- ③ 安全委員会

（2）本会は大学祭総会（以下「総会」という）の承認を得たうえで、前項に挙げた機関のほかに必要な機関を設けることができる。

第2節 役員

第6条（役員）

（1）本会は、以下の各号に定める役員を置く。

- ① 実行委員長 1名
- ② 副実行委員長 2名
- ③ 会計 1名

（2）本会の構成員は、役員に立候補する権利を有する。

（3）役員は総会にて選出される。

- (4) 役員任期は1年とする。ただし、後任の役員が就任するまで在任するものとする。

第7条（任務）

- (1) 実行委員長は、以下の各号に定める任務を遂行する。
- ① 本会の代表及び総括
 - ② 実行委員会の代表及び総括
 - ③ 総会の公示及び招集
 - ④ 実行委員会の招集
- (2) 副実行委員長は実行委員長を補佐し、実行委員長が任務を行えない場合、その職務を代行する。
- (3) 会計は本会の会計事務を行う。

第8条（選挙） 役員を選出については、総会にて選挙を行う。

- (1) 役員選挙は、第12条に定める総会構成員の過半数の投票をもって成立とする。
- (2) 立候補者が定数と同数だった場合、信任投票を行い、過半数の信任をもって役員とする。
- (3) 立候補者数が定数より多い場合、有効得票の最多数の票を獲得したものを当選者とする。ただし副実行委員長は獲得票数上位2名を当選者とする。
- (4) 立候補者が定数に満たない場合、再選挙を行う。
- (5) 得票数が同数であった場合、決選投票を行う。

第9条（解任）

- (1) 第12条に定める総会構成団体の代表者が、3分の1以上の署名により総会における役員解任の可否を問う投票の実施要求をした場合、これが発議される。
- (2) 総会における役員解任の可否を問う投票は、第12条に定める総会構成員の過半数の投票をもって成立とし、解任を可とする票が第12条に定める総会構成員の出席者の過半数に至った場合、役員は解任される。

第10条（補欠選挙）

- ① 役員に欠員が出た場合、速やかに後任を選出する選挙を行う。
- ② 選挙の成立・当選については第8条に準ずる。
- ③ 後任役員任期は、前任役員残任期間とする。

第3節 大学祭総会

第11条（権限）総会は、大学祭運営における最高決定機関である。

第12条（構成）総会は以下の各号のいずれかに加盟する各団体それぞれの代表者各1名で構成される。ただし代表者は本会の構成員とする。

- ① 首都大学東京文化部連合に加盟する団体
- ② 首都大学東京体育会に加盟する団体
- ③ 首都大学東京サークル連合に加盟する団体

第13条（成立）総会は、総会構成員の過半数の出席をもって成立とする。

第14条（招集）総会は、実行委員長によって招集される。

第15条（招集の特則）

実行委員長は、総会構成団体の代表者の4分の1以上の署名があった場合、1週間以内に総会を招集しなければならない。

第16条（公示）

実行委員長は、総会開催の1週間前までに日時、場所、議題その他必要な事項を公示しなければならない。ただし、第15条、もしくは首都大学東京南大沢キャンパスにおける大学祭期間（以下「大学祭期間」という）中及びその前後1週間はこの限りでない。

第17条（議決事項）総会は以下の各号に定める議決を行う。

- (1) 役員を選出、解任
- (2) 第23条に定める実行委員の選出、解任
- (3) 予算案、決算報告の承認
- (4) 本規約の改廃及び細則の新設
- (5) その他大学祭運営に関し、特に重要な事項

第18条（議決権）総会の議決権は総会の構成員に1票ずつ与えられる。

第19条（議決）総会の議決は、総会構成員の出席者の過半数をもって成立とする。ただし本規約の改廃及び細則の新設に関しては、総会構成員の出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第20条（運営細則）

- (1) 総会における議事の運営については別に定める運営細則による。
- (2) 運営細則は実行委員会が総会に提案し、承認を得なければならない。

第4節 実行委員会

第21条（構成） 実行委員会は、役員及び実行委員により構成される執行機関である。

第22条（任務） 実行委員会は、大学祭の運営を統括し、実行する。

第23条（実行委員の選出）

実行委員は、本会構成員より立候補した者の中から信任投票で決定される。また、各年における適正人数を実行委員とし、信任投票を行った上で信任された者の数を定員とする。

第24条（任期） 実行委員の任期は毎年度第1回総会から翌年度第1回総会までとする。

第25条（招集） 実行委員会は、実行委員長によって招集される。

第26条（招集に関する特則）

実行委員長は、実行委員の過半数の要求があった場合、実行委員会を招集しなければならない。

第27条（成立） 実行委員会は、実行委員の過半数の出席をもって成立とする。

第28条（議決） 実行委員会は、出席者の過半数をもって決議とする。

第29条（実行委員の解任）

実行委員は、総会の出席者の過半数をもって解任が決議された場合解任される。ただし、当該委員自らの発議は認めない。

第30条（局の設置） 実行委員会は第22条の任務を円滑に行うために以下の局を置く。

(1) 企画局

企画局は実行委員会企画の企画・運営を行う。

(2) 広報局

広報局は本学及び学外への広報活動及びパンフレットの作成を行う。

(3) 事務局

事務局は大学祭参加団体・企画の統括及び各種事務手続きの処理を行う。

(4) 渉外局

渉外局は大学祭に関する渉外活動、協賛・寄付金の募集及び学内の装飾を行う。

各局は、委員の互選により局長を置く。

第31条（局員）各局は、実行委員会の承認のもとに局員を置くことができる。

局員は、以下に定める各号すべてを満たすものとする。

(1) 本会の構成員であること

(2) 実行委員会で承認されること

また、承認された局員は、総会にて報告されなければならない。

第5節 安全委員会

第32条（目的）安全委員会は、大学祭期間中における会場の管理、安全確保を目的とした機関である。

第33条（活動）安全委員会は以下の各号に定める活動を行う。

(1) 大学祭期間中における、前条の目的達成のためのルールの新設、改廃

(2) 大学祭期間中の会場巡回の統括

(3) 大学祭期間中の安全に関する報告

第34条（構成）

安全委員会は、実行委員会より2名、首都大学東京文化部連合役員会、首都大学東京体育会本部、首都大学東京サークル連合理事会、首都大学東京南大沢・日野学生自治会執行委員会、学生ホール管理運営委員会事務局より各1名ずつ選出された委員で構成する。

第35条（委員長）安全委員は安全委員長を互選する。

第36条（任期）安全委員の任期は、毎年度第1回総会から翌年度第1回総会までとする。

第37条（欠員の補充）安全委員に欠員が出た場合、当該委員を選出した団体は速やかに後任を選出しなければならない。

第38条（招集）安全委員会は、安全委員長によって招集される。

第39条（招集に関する特則）

安全委員長は、安全委員の過半数の要求があった場合、安全委員会を招集しなければならない。

第40条（成立）安全委員会は、安全委員の過半数の出席をもって成立とする。

第41条（議決）安全委員会は、安全委員の過半数をもって決議とする。

第6節 監査委員会

監査委員会について

2011年度第1回大学祭総会（平成23年5月26日（木））を以て規約に則り、監査委員会は解散されましたので、大学祭運営会規約第2章第6節第5条（1）の④項及び、第42条より第55条を削除致しました。

第3章 会計

第56条（収入）本会の収入は以下の各号に定める通りとする。

- （1）首都大学東京南大沢・日野学生自治会からの援助金
- （2）課外活動予算消耗品費
- （3）前年度繰越金
- （4）その他事業収入

第57条（予算・決算）

本会の予算・決算は、実行委員会が作成した予算案及び決算報告書を総会に提出し、総会にて承認される。

第58条（会計年度）本会の会計年度は毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

第59条（剰余金の取り扱い）各会計年度において発生した剰余金については、次会計年度に繰り越されるものとする。

第60条（会計監査）本会の会計監査は、首都大学東京南大沢・日野学生自治会規約第7条に定める会計監査委員会が行うものとする。

第4章 附則

第61条 (大学祭企画規定)

首都大学東京南大沢キャンパス大学祭にて企画を行う団体は以下の各号に定める条件をすべて満たすものとする。

- (1) 本会構成員を含む団体
- (2) 第3条に掲げる本会の目的に賛同している団体
- (3) 実行委員会に対して企画書を提出し、総会にて企画書を承認された団体

第5章 補則

第62条 (規約の改廃)

- (1) 本規約の改廃は、総会構成員の出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- (2) 本規約の改廃案を総会に提出しようとする実行委員会以外の構成員は、実行委員会にこれを提出する。

第63条 (施行) この規約は、2008年度前期定例学生大会において承認された日から起算して、1週間後より施行される。

第64条 (初年度第1回総会に関する特則)

2008年度第1回大学祭総会は、首都大学東京文化部連合役員会委員長、首都大学東京体育会委員長、首都大学東京サークル連合理事会理事長の連名で招集される。また、総会の運営細則については首都大学東京文化部連合役員会、首都大学東京体育会本部、首都大学東京サークル連合理事会の連名で総会に提出され、承認を得るものとする。

大学祭総会運営細則

第1条（議長）

議長は、総会での承認を得て就任するが、就任する者は大学祭運営会の構成員に限る。また議長は、総会の議事を円滑に進めるよう努めなければならない。

第2条（発議）

大学祭運営会の構成員は発議権を有し、大学祭総会の3日前午後6時までに実行委員会に提出されたものについては次回総会で取り扱う。また、発議は大学祭総会で取り上げられるが、内容は大学祭に関するものに限る。

第3条（動議）

総会の構成員は以下のような動議を発することができる。動議に関する判断は議長によるものとする。

- (1) 閉会動議・・・・・・・・総会の閉会を要求する動議
 - (2) 議論打ち切り動議・・・・現在行われている議論を打ち切り、次の議題に移ることを要求する動議
 - (3) 議長不信任動議・・・・議長を不信任とし、解任を要求する動議
- この他にも、必要な動議を発することができるが、同じく判断は議長によるものとする。

第4条（傍聴）

大学祭運営会の構成員は、総会を傍聴することができる。傍聴する者は、議事の運営を妨げたと議長が判断した場合、議場から退場しなければならない。

第5条（改廃）

本細則の改廃は、総会構成員の出席者の3分の2以上の賛成をもって成立とする。

4. 2018年度大学祭運営会役員・実行委員選挙

■ 大学祭運営会役員・実行委員候補者紹介

※個人情報保護のため、この項目は省略させていただきます。

5. 第14回みやこ祭実務方針案

(1) 全体方針案

① 自主管理・自主運営による大学祭

私たちは学生自治の理念に基づき、大学と学生との相互理解の上に、全学生の力で管理・運営をしていきます。そのため私たちは、自主的かつ民主的な討論を経て決定された項目を実行します。大学祭はこれらの自主管理・自主運営ができて初めて成り立つものです。それゆえ、学生一人一人が自治意識を持ち、自分たちが大学祭の主役であることを自覚する一方で、節度ある行動をとる必要があります。

② 全学的な参加がなされる大学祭

大学祭は全学規模で行われているものであり、全学的な交流の場として重要な行事です。しかし、近年の大学祭を見てもいまだ全学的な参加には至っていません。そこで私たちは、全学生及び全教職員が一体となった全学的な大学祭を目指し、お互いを理解・尊重し合い、交流を深めていけるよう、例年以上の更なる努力をしていきます。

③ 学術・文化活動の公開の場としての大学祭

私たちの大学の活動を公開し、それらに対する学外の関心・評価を今後の活動に役立てていき、地域の方々に限らずより幅広く学外の方々に首都大学東京を知っていただけるという点、また、本学の学生にも首都大学東京のことを再認識してもらうことができるという点で、大学祭は絶好の機会です。この機会に私たちは、ゼミ・研究室・サークル・クラスなどの積極的かつ個々の特徴を生かした参加を募ることで、本学の学術・文化活動の発展を推進します。

④ 地域社会と結びついた独自の大学祭

首都大学東京南大沢キャンパスは地域に広く開放されたキャンパスといえます。そして、首都大学東京の前身である東京都立大学は、公立大学という特色から地域に根ざした大学としての性格を強調してきました。しかし、今日の学生の地域社会に対する働きかけは十分なものではありません。そこで私たちは大学祭を貴重な契機として、より一層地域社会との交流を深めることを目指し、それにより地域社会が更に発展することを期待します。

⑤ 同窓会・同窓生とともに歩む大学祭

本学の大学祭は、時代と共に名前を変えながらも、70年近く受け継がれている文化の祭典です。今日に至るまで、多くの学生及び同窓生に愛され続けてきました。大学祭期間中、私たちは学生の代表として同窓会の企画である「ホームカミングデー」の運営をサポートし、同窓生の皆様をお迎えします。そして、同窓生の憩いの場として、また同窓生と学生との交流の場としての大学祭を実現し、同窓会との繋がりがより一層深まることを望みます。

(2) 各局実務方針案

① 企画局

【1】 基本理念

次の2点に沿って、本学の学生や近隣住民の皆様を含めたすべての来場者の方々が、みやこ祭をより一層楽しみつつ本学のことを深く知れるようなイベントを企画・運営します。

- ・ 日頃の学術の成果を学外に広く発信する場の提供
- ・ 近隣住民の皆様と本学の交流の場の提供

【2】 活動内容

イベントを企画・運営していくにあたり、次の活動を行います。

- ・ 大学祭実行委員会主催の企画の立案、運営
- ・ 大学祭実行委員会主催の企画のトラブルの対処
- ・ 大学祭実行委員会主催の企画の会場整備、管理

上記の活動を行うにあたり、企画参加者やイベント業者と打ち合わせを行い、より多くの方々のニーズこたえられるよう、様々な企画を作り上げていきます。

② 広報局

【1】 基本理念

より多くの方々にみやこ祭の魅力を知っていただき、足を運んでいただけるよう、学内・学外に向けてみやこ祭の魅力を積極的に宣伝していきます。

【2】 活動内容

学内・学外に向けてみやこ祭の情報宣伝活動及び構内の装飾を行います。

以上を基本とし、具体的にパンフレット・リーフレットの作成、入場ゲートの作成、ホームページを用いてみやこ祭の情報宣伝活動を行います。またビラを配布・投函することにより近隣住民の皆様への情報宣伝活動も行っていきます。

③ 事務局

【1】 基本理念

参加団体が円滑に、混乱なく大学祭に参加できるようサポートを行います。また、参加団体の要望・意見にできる限り耳を傾け、公平で柔軟な対応をします。

【2】 活動内容

- ・ 物品の準備
教室の机，椅子，マイク，延長コード等の備品及び宣伝活動用の紙，木材等
- ・ 場所の確保
1号館，7号館，9号館，11号館，12号館の各教室，講堂，体育施設，屋外の模擬店ブース等
- ・ 電力の配布
1号館及び7号館における電力の割り振り，模擬店用照明の電力の用意
- ・ 各種申請の受付、処理

上記の活動を行うにあたって、参加団体と大学祭実行委員会との窓口となり対応を行います。また、理念を達成するために大学側や外部との交渉を行い、参加団体及び本部企画とを取り持つ役割を担います。

④ 渉外局

【1】 基本理念

みやこ祭を運営する物品・資金を得るために企業や地域の店舗に対して協賛活動を行います。

【2】 活動内容

- ・ みやこ祭運営のための資金、物品調達
- ・ 大学祭期間中の案内看板の作成
- ・ 構内放送の管理

上記の活動を行うにあたって、積極的に外部の企業や近隣住民の皆様に協力を仰ぎ、みやこ祭をより盛り上げていくために渉外活動を進めていきます。

(3) 施設使用方針案

今年度、大学祭実行委員会では以下のような施設使用方針案を掲げます。

① 1号館

1・2階のほぼすべての教室と、3階の教室のうち使用可能な教室を使用します。また、使用しない机・椅子・既存ごみ箱の収容場所として一部の教室を使用します。参加団体の希望があれば下記の施設についても大学側と交渉していきます。

- ・ ロッカールーム (小)
- ・ 1号館2階テラス
- ・ AV棟2階ロビー

② 7号館

下記の教室を使用します。

- ・ 1階スタジオ
- ・ 音楽室
- ・ 2階集会室
- ・ 茶室
- ・ 和室

なお、音楽室・茶室・和室は大学祭実行委員会が使用を適当だと判断した団体に優先的に振り分けていきたいと考えています。

③ 11号館・12号館

11号館は1・2・3階のほぼすべての教室を使用します。12号館は使用可能な教室を使用します。11号館・12号館は、研究室を対象とした本部企画を中心に使用する予定です。

④ 各学部関連施設

ゼミ・研究室単位の参加団体の希望があれば、できる限り使用する予定です。

⑤ 講堂

本部企画及び参加団体による企画発表の場として、大ホール・小ホール・控室を使用する予定ですが、講堂の使用状況により変更する恐れがあります。

(例：講堂が使用できなくなる等)

また講堂の機器操作を行う方は、使用する団体内の講堂免許所得者に限ります。

⑥ 体育施設

本部企画において使用する予定です。また、参加団体の要望があれば、他に使用目的がある団体との兼ね合いを考慮し、使用を検討します。

⑦ 屋外（ステージ用スペース）

参加団体の企画及び本部企画において使用します。現在予定している設置場所は下記の通りです。

- ・空の目門前
- ・生協広場

⑧ 屋外（テント用スペース）

模擬店用として屋外にテントを設置します。現在予定している設置場所は下記の通りです。

- ・インフォメーションギャラリー
- ・1号橋
- ・図書館前広場
- ・生協広場
- ・生協食堂上
- ・1号館中庭

⑨ その他の施設

牧野標本館前から11号館前にかけての場所を本部企画で使用する予定です。

また、その他の施設については、参加団体の要望があった場合はできる限り実現できるように大学側と交渉していきます。

※ 施設使用時間について

大学祭期間中の施設の使用及び施設使用時間は原則として大学側の定める規定に則って行います。ご了承ください。

参考1：公立大学法人首都大学東京南大沢キャンパス校舎管理規定

第2条 本法人に所属する学生は、平日については午前7時から午後10時まで、休日については午前7時から午後5時までの時間以外に敷地内にとどまることができない。

参考2：公立大学法人首都大学東京南大沢キャンパス学館管理運営要綱

第6条 (2) 開館時間

午前9時から午後9時30分まで

6. その他

◆ 今後の会議の日程

- ・ 第1回 みやこ祭参加準備会議
日時：5月24日（木） 16：30～（予定）
場所：未定
- ・ 第2回 みやこ祭参加準備会議
日時：6月14日（木） 16：30～（予定）
場所：未定
- ・ 第2回 大学祭総会
日時：6月28日（木） 16：30～（予定）
場所：未定

◆ 会議日程のお知らせについて

大学祭総会及びみやこ祭参加準備会議についてのお知らせは、メールや看板だけでなく、Twitterでも会議情報をお知らせします。

アカウント名は「@miyakofes2018」となっています。ぜひご確認やフォローをよろしくお願いいたします。

2018年度 第1回 大学祭総会 資料

発行 首都大学東京南大沢キャンパス大学祭実行委員会

所在 学生ホール206 大学祭実行委員会室

連絡先 042-677-1111 (内線 2323)

mepo.jimukyoku14th@gmail.com

(右のQRコードからも読み取れます)

HP <http://miyakomatsuri.com>

